

事業主の方へ 求人票記載内容の見直しについて

◎検討をお願いしたい項目 1 【選考結果期間の短縮について】

ハローワークを利用して仕事探しをおこなっている方々（求職者）の大半は、現在失業状態に置かれています。やはり、一日も早く再就職先を決定したい思いでハローワークを利用していただいています。

そのような失業状態にある方々は、求人票を閲覧する際には必ず、選考結果が何日後に出るかを非常に気にしており、条件面で同様な求人であればより短期間で面接結果を出す求人を選択しています。

そこで、現在は選考結果が7日後となっている求人票が圧倒的に多いところですが、その選考結果通知を現在より1日でも短くしたことで多くの方が、ハローワークから紹介されたのご報告もいただいています。

◎検討をお願いしたい項目 2 【書類選考から、面接重視への見直しについて】

数年前から、面接を希望する方は先ず、紹介状・履歴書等を求人者に事前提出（郵送・持参）する<応募書類の先送り方法>の傾向が強くなっています。

確かに、求人者サイドは全員と面接しなくても良いと言うメリット（時間的効率が良い）がある事から、多くの求人者が導入しています。

しかし、履歴書や職務経歴書だけでその求職者の持つ人間性や将来への可能性等は図れないと思われます。また、求めている知識や技術を持っている求職者の方々でも、全員が履歴書等の応募書類を作成することが得意とは言い難いと思われます。

そこで、本当に必要とする人材を採用するために<応募書類の先送り方法>から、面接重視に切り替えてみませんか。きっと素晴らしい人材が採用できると思います。